分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について

(平成26年3月10日国土交通省独立行政法人評価委員会申合せ)

国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第9条の規定に基づき、国土交通省 独立行政法人評価委員会及び分科会における審議及び議決については、審議の実効 性を担保する等の観点から、以下によることとする。

- 1. 委員会での議決を必要とする事項(分科会での議決に委任しない事項)
- (1)委員会の組織・運営等関係
 - ①委員長の互選
 - ②委員会運営規則の制定・改正
 - ③委員会で議決した事項の見直しに関わるもの
- (2)業務の実績の評価関係
 - ①中期目標に係る業務の実績評価
 - ②中期目標に係る業務の実績評価結果を受けての当該独立行政法人に対する 業務改善等の勧告(必要があると認めるとき)
- (3) 主務大臣への意見具申関係
 - ①主務大臣による中期目標期間の終了時の法人の業務、組織のあり方に関する検討の際の意見具申
- 2. 分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項

以下の事項については、各独立行政法人ごとの個性の強いもの、実務的な性格の濃いもの、臨時的かつ弾力的に対応する必要が発生する可能性が高いもの等であることから、委員長の同意を得た上で、分科会の議決をもって委員会の議決とすることとする。

- (1)業務の実績の評価関係
 - ①各事業年度の業務実績の評価
 - ②各事業年度に係る業務の実績評価結果を受けての当該独立行政法人に対する業務改善等の勧告(必要があると認めるとき)
- (2) 主務大臣への意見具申関係
 - (1)中期目標の策定又は変更に際しての意見具申
 - ②中期計画の認可及び変更の認可に際しての意見具申
 - ③業務方法書の認可に際しての意見具申
 - 4財務諸表等の承認の際の意見具由
 - ⑤利益及び損失の処理の承認の際の意見具由
 - 6借入金等の認可の際の意見具申
 - ⑦不要財産に係る国庫納付等又は民間等出資の払戻しの認可の際の意見具申
 - ⑧重要財産の処分等の認可の際の意見具由
 - 9役員の報酬等の支給基準に対する意見具由
 - 10積立金の処分の承認の際の意見具申

(3)役員退職手当支給に係る業績勘案率の決定

なお、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項について(平成13年2月22日国土交通省独立行政法人評価委員会申合せ)は、廃止する。